

長 建 協 発 第 252 号
平成 26 年 9 月 5 日

各 支 部 長 様

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

緊急通行車両の事前届出制度について

かねてより、会務の円滑な運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、緊急通行車両の事前届出制度の活用について、長崎県警察本部長より
別添のとおり要請がまいりましたので、別紙により会員各位へお願いいたしま
したのでお知らせ申し上げます。

なお、届出を行った事業所につきましては、届出書の写しを貴支部へ提出い
ただくよう併せてお願いしておりますので、提出がございましたら、ご面倒な
がら本部事務局へも F A X にてご報告願いますことを申し添えます。